

14. 総投資主通知の請求

振替法 151 条第 8 項の正当な理由がある場合(※1)において、発行者が定める投資主確定日の投資主についての総投資主通知を請求するとき(※2)は、以下の要領に従って、手続きを行ってください。

(※1)「総株主通知等請求書」の「総株主通知請求の理由」のいずれかに該当するときは、「正当な理由」があるものとして、当機構に対して総投資主通知請求を行うことができます。

(※2)当該総投資主通知請求については、当機構に対する総株主通知等手数料の支払いが必要となります。詳しくは、「株式等振替制度に係る手数料に関する規則」

(http://www.jasdec.com/download/ds/tesuryo_kisoku.pdf)を参照してください。

(1) 提出要領

提出書類 (※1)	書式番号	提出時期	提出方法
総株主通知等請求書 (※2)	ST80-01	投資主確定日の前営業日から起算して 7 営業日前の 17 時まで	Target ほふりサイト (PDF 提出) (※3)

(※1) 提出書類の書式は当機構のホームページに掲載しております。

(<http://www.jasdec.com/system/less/notice/03.html>)

(※2) 投資信託及び投資法人に関する法律第 88 条の 13 に基づく新投資口予約権の無償割当て(ライツ・オフリング)に係る投資主を確定するための総投資主通知の請求の場合には「総株主通知等請求書(会社法第 277 条に基づく新株予約権の無償割当て等用)〈ST80-06〉」を使用してください。

(※3) 提出書類に必要事項を記載し、PDF 化したうえで、Target ほふりサイトに提出してください。

Target ほふりサイトに提出するにあたっては、トップ画面で「書類を提出する」メニューを選択し、その他の「提出」ボタンをクリックし、通知事項 1 は「その他」を選択し、その他通知事項欄に「総株主通知等請求書」と入力してください。

Target ほふりサイトへの詳しい提出方法は、「第 3 章 Target ほふりサイトへの書類提出方法」を参照してください。

(2) 記載要領

■ 総株主通知等請求書(ST80-01)

記載事項	記載上の注意事項
総株主通知対象銘柄	➤ -
銘柄コード	➤ 銘柄コード(4桁)の最後に「0」を加えて5桁で記載してください。
株主確定日	➤ -
総株主通知請求の理由	➤ 総投資主通知請求の理由については、該当するものをすべて選択してください。

総株主通知等請求書

2018年 1月 xx日

株式会社証券保管振替機構 御中

会社名	ほふり投資法人
	ほふりアセットマネジメント株式会社
連絡者部署	管理部
連絡者氏名	ほふり太郎
電話番号	03-9876-5432

本書類の内容について、当機構から照会を行う際の連絡担当者の部署、氏名及び電話番号を記載してください。

当社は、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第151条第8項及び官社が定める株式等の振替に関する業務規程第151条第1項の規定に基づき、総株主通知(総投資主通知又は総優先出資者通知)請求を行いますので、同条第2項に従い、下記1. のとおり届け出ます。

なお、この届出に基づく請求にあたっては、下記 2. に掲げる場合のいずれにも該当する事実がないことを確約いたします。

記

1. 総株主通知請求の内容

総株主通知対象銘柄	ほふり投資法人		
銘柄コード	y y y y 0	株主確定日	2018年 1月 ■■日
総株主通知請求の理由 (該当するものを選択) (複数指定可)	<input type="radio"/>	法令、上場規則、定款その他の規則(以下法令等という。)に基づき株主に対して通知をするため	
	<input type="radio"/>	法令等に基づき、株主に関する情報を、公表し、又は官公署若しくは金融商品取引所に提供するため	
	<input type="radio"/>	株主に対し、株主優待制度の実施その他振替株式の株主(振替投資口の投資主又は振替優先出資の優先出資者)共通の利益のためにする行為をするため	
	<input type="radio"/>	上場廃止、免許取消しその他発行者又は株主(投資主又は優先出資者)に損害をもたらすおそれのある事態が生ずるのを避けるため	
	<input type="radio"/>	定款又は定款の委任に基づき株式の取扱い等に関して定められる株式取扱規程において定められた事由が生じたため	

該当するものをすべて選択してください。

2. 正当な理由が認められない場合

- (1)人の生命、身体、財産を害する目的を有するとき。
- (2)犯罪目的を有するとき。
- (3)公序良俗に反するとき。
- (4)第三者への漏えいを目的とするとき。
- (5)株主に対する営業行為を行う目的であるとき。
- (6)発行者の役職員の個人的目的その他発行者の事業と無関係の目的であるとき。

以上